

三重大学大学院 人文社会科学研究所 地域文化論専攻

一〇九M二二一

中川 貴皓

足利義昭政権の研究―有力諸大名による連合政権論の提起―

目次

はじめに

1

第一章 義昭政権成立以前の外交関係 — 義昭・久秀・信長 —

6

第一節 足利義昭と松永久秀

6

第二節 松永久秀と織田信長 — 柳生文書の再検討 —

8

小括

13

第二章 義昭政権の構造 — 有力諸大名による連合政権 —

14

第一節 義昭政権の確立 — 諸勢力への置ききと太刀下賜 —

14

第二節 『大名代連署状』の発給体制

15

第三節 政権下における「連署中」の動向

21

小括

22

第三章 義昭政権下における諸大名 — 松永氏と織田氏を事例に —

24

第一節 織田氏による松永氏への対応

24

第二節 松永氏による織田氏への対応

26

小括

28

おわりに — 『連合政権』から『二重政権』へ —

30

注

図・表

はじめに

いつが中世の終わりで、いつからが近世のはじまりか。現在も多くの議論がなされているが、概ね、織田信長を画期とすることに異論はないだろう。様々な視点から中近世移行期の分析がなされ、研究は日々深化しているが、信長が室町幕府体制の枠内にとどまることなく、あらたな価値観を伴った統一政権を形成するに至った理由は、いまだ充分にあきらかにされていない。それは、信長政権の画期性や普遍性にもつながる重要な課題である。この課題をあきらかにするには、信長政権内部のみならず、移行期の政権を比較検討する必要性があるだろう。なかでも信長自身が自らの政権を独自に樹立する直前まで所属していた足利義昭政権の分析は避けて通ることができない。そこで、本稿では、義昭政権に関して考察していきたい。

さて、その政権トップの足利義昭であるが、織田信長に比べ、イメージは一般的にあまり良くない。日本史の教科書をはじめ、小説やドラマなどにおいて義昭が描かれる際は、主役ではなく、必ずと言っていいほど脇役であり、新時代を切り開く改革者織田信長と対比させられる旧体制を象徴する存在である。政治家や経営者は、しばしば信長を引き合いに出してアピールをすることが多いものの、義昭を出さないのは、そのような背景があるためである。しかし、近年、義昭の再評価がなされつつある。その最たるものとして平成二十二年（二〇一〇）に滋賀県立安土城考古博物館で開催された特別展「室町最後の将軍―足利義昭と織田信長―」を挙げることができる。この特別展は、従来博物館等の施設において義昭を主とした展示が行われていなかったという背景を踏まえると、義昭研究の画期と位置付けても過言ではないだろう。

このように近世以降、改革者織田信長により倒された旧体制の暗愚な将軍という歴史的な敗者として捉えられてきた義昭像が少しずつではあるが、実証的な研究の蓄積により塗り替わりつつある。この室町幕府体制最後の将軍足利義昭による政権とはいかなるものであったのであろうか。義昭政権の研究史を整理してみたい。

戦前には、田中義成氏や渡邊世祐氏の研究<sup>1</sup>がみられるが、戦後歴史学において足利義昭研究の基点と捉えられているのは、昭和三十五年（一九六〇）に刊行された奥野高廣氏による『足利義昭』である<sup>2</sup>。奥野氏は、初めて義昭の動向を中心に畿内情勢や諸勢力との関係を叙述し、人物史を論じた。その際、義昭政権を「再興された幕府」と評価しつつも、内実に関しては検討されず、織田信長によって実権を奪われた傀儡政権と評した。ついで脇田修氏は、奥野氏の見解に対して疑問を呈し、幕府の権力基盤を検討した。その結

果、義昭は、①幕府機構を再興し、②御料所や徴税権などの財政基盤を回復させ、③守護補任権を掌握し、守護に対する軍事動員権を行使していたと指摘し、「畿内近国での潜在能力の大きさ」を評価した。そして、信長との関係を単なる傀儡ではなく、一定の距離をもって併存すると捉えたが、信長自身は傀儡化を試みたという<sup>3</sup>。この脇田氏の研究は、義昭政権の内実を初めて実証的にあきらかにしたもので、義昭政権研究のメルクマールとなるものであり、義昭と信長による「二重政権論」の先駆けとなった。さらに今谷氏も傀儡論を否定している<sup>4</sup>。

脇田氏以降、二重政権論の大枠を超える研究は管見の限り確認できないが、二重政権内部の有り様をめぐって、研究の細分化が進んだ。それらは義昭と信長を対抗関係とする説と相互補完の関係とする説のふたつに分けられる。

前者は、臼井進氏であり、信長から義昭に宛てた三通の条書を分析対象として、永禄十一年（一五六八）の上洛から元龜四年（一五七三）の義昭の槇島城退城までを「二元的な政治権力」と表現し、幕府と織田政権の公的な対抗関係を論じた<sup>5</sup>。

後者は、染谷光廣氏・石崎建治氏・久野雅司氏・山田康弘氏が挙げられる。

染谷氏は、織田政権と幕府衆の関係について分析した専論であるが、義昭政権の構造にも触れており、京都支配の検討から、「幕府の政令としては、原則として、幕府奉行人奉書と信長の朱印状が同時に発給されている二重構造の政治」であり、「幕府と信長の相互協力体制」と評価した<sup>6</sup>。

石崎氏は、奉行人奉書と信長朱印状を対象に古文書学的観点から義昭と信長の権力関係を考察し、「形式的には信長が義昭の命を奉じる形を取りながら、実体的には両者が同列的に併存あるいは共存する様相」であるとした<sup>7</sup>。

久野氏は、義昭政権の幕府機構と財政基盤を分析したうえで、京都支配における義昭政権の政治的機能や織田政権との関係を論じた。その結果、義昭政権が傀儡ではないことを指摘し、両政権が別々に機能しつつも「対立や間接的ではなく、補完し合う複合的な“連合政権”であった」と評価した<sup>8</sup>。のちに幕臣の構成や幕府奉行人奉書の発給状況および手続きと機能、幕臣と織田政権との関係を検討し、義昭政権の実態をあきらかにすることで自説を補強している<sup>9</sup>。

山田氏は、戦国期の足利將軍を論じるなかで、義昭と信長の関係性についても触れ、義昭は信長に正統性や他大名との連携の契機など与える一方で、軍事力・洛中警察力・上意の実効性に関して、信長より補完を受けていたとし、二重政権の基本的な構造は、「両者の

相互補完関係」によると評価した<sup>10</sup>。またこのような両者の有り様や幕府奉行人奉書を受けて発給された信長朱印状の位置付け<sup>11</sup>から、「従来からつづく、將軍と大名との関係をそのまま引き継いだ形で形成された」と論じて連続性も説かれている<sup>12</sup>。

これら永祿・元龜年間を中心とする義昭政権研究の一方で、近年の藤田達生氏による義昭追放後の「頼幕府」論<sup>13</sup>は、注目に値する。まさにコロンブスの卵であった。藤田氏は、田中義成氏以降の時期区分論<sup>14</sup>である元龜四年の義昭追放を室町幕府体制の滅亡とすることに異論を唱え、実証的な分析方法により義昭による「頼幕府」の存在をあきらかにした。そして天正四年に成立する信長政権「安土幕府」との相剋の時代になるとし、あらたな歴史像を提唱した<sup>15</sup>。以上が義昭政権に関する研究史である。

まず、これらの研究史を踏まえて義昭政権の時期区分を確認したい。現状では、義昭政権は大きく以下の三時期に分類される。Ⅰ期は、永祿十一年の義昭上洛〜元龜四年の義昭追放までであり、この期間は、主に京都の二条城を御所としているため、二条幕府期とも言えよう。Ⅱ期は、元龜四年の義昭追放〜天正四年（一五七六）の頼の浦御動座の期間で、義弟の三好義継の居城する河内国若江や堺、紀伊国由良の興国寺など畿内近国の情勢に対応して各地に移動した。Ⅲ期は、天正四年の頼の浦御動座以降である。毛利氏が義昭を受け入れたことにより、備後国頼の浦に御所が営まれ、「頼幕府」が成立した。頼幕府期とも換言できる。

このように義昭政権については、ようやく成立期から崩壊期までトータルに論じうる段階に到達したのである。本稿では、先述したとおり、信長も所属した義昭政権Ⅰ期を分析対象とする。

義昭政権Ⅰ期の研究史の特徴は、研究史を概観してもわかるように義昭と信長というふたつの視点による分析によって立脚していたことである。つまり、京都支配における義昭を中心とする幕府権力と信長を中心とした織田氏権力を対比させることで研究は深化したわけであるが、それに収斂されたため、政権論としては視野が狭くなり、矮小化の傾向がみられることは否定できない。このまま従来のような見方をしているのは、激動期の政治史の本質を見誤ってしまうことになる。それゆえ別の切り口からこの問題にアプローチして論じなければならないだろう。また当該期政権構造をあらわす際に使用される「二重政権」

<sup>10</sup>とは、義昭と信長を別個の政治権力と見なさなければ成立しない。はたして信長権力を政権と規定してよいのだろうか。これらを踏まえて、まず「政権論とは何か」、「幕府とは何か」をあらためて再確認する必要があるだろう。では、次に政権論について確認した

い。幕府に関しては、後述する。

そもそも政権論とは、政治権力を生み出す政治体制（枠組み）がどのような有り様であるかを考察する議論である。そのため、近現代のような中央集権制に基づいた政治体制であれば、先行研究のような京都支配を中心とした議論で十分に事足り得るであろうが、中世戦国期のような地方分権制が地中深くに根付いた社会構造のうえに成り立つ政治体制を論ずるには、不十分と言わざるを得ない。すなわち、山城国・御料所を直轄支配する義昭と濃尾二国を領する信長のみでは政権たりえないのである。上からの承認に基づく公権と下からの公権、言い換えるならば、朝廷からの承認と各地域を領有する諸大名・国衆の支持・従属があつて、はじめて政権として認識され、「公儀」として政治権力を発揮することができるのである。以上のことを踏まえると、中世戦国期における政権構造を読み解くには、従来の研究では全くと言ってよいほど欠けていた、諸大名への視点から分析する必要性があるように考えられる。そして、内実は兎も角、形式的に義昭を主君としている信長権力は政権とは言い難く、一地域権力と捉えるべきである。したがって「二重政権」という用語を用いるのは控えなければならない。

以上のような問題意識から、本稿では、従来、全く注目されてこなかった義昭政権（「広義の幕府」）を構成する信長以外の諸大名【表1】の視点から、特にそのなかでも松永氏を中心として、義昭政権の成立過程や政権構造、政権下における諸大名間の関係性をあきらかにし、織田氏権力を相対化することによって、新たな義昭政権像の枠組みを提唱することを目的とする。なお松永氏を対象とするのは、足利義輝・三好政権以来、中央政局で重要な位置を占め<sup>1</sup>、また後述するように義昭政権下においても引き続き大和国を安堵されるなど、永祿・元龜年間の畿内において多大な影響力を持つといえることから、事例として適切であると判断した。また大和国興福寺関係史料にも記録が残りやすく動向を把握しやすいという面もある。

## 幕府とは

一般的に幕府とは周知のごとく征夷大將軍を頂点とする政治機構のことである。しかしこの用例は、学術用語としての用例であり、史料用語の意味合いとはいささか異なっている。史料用語としての「幕府」とは、近衛大将の唐名のことであり、上記のような特定の政治体制を意味するものではない。現在、私たちが主に使用する学術用語としての幕府という言葉は、藤田幽谷・東湖父子等の後期水戸学の影響により創出された、尊王攘夷の時

代の皇国史観に基づく政治的造語であるという<sup>1</sup>。それが無批判に学問の世界に取り込まれ、学術用語として定着していった。このような経緯で、日本史学界において頻繁に使用される幕府であるが、山田康弘氏によると、さらに下記の二つの意味で使用されるもの、使い分けがなされず不明確な場合が多いという。このような状態を憂慮し、山田氏は幕府という言葉の使用に際し、明確に使い分けをするべきであると警告を発している<sup>1</sup>。【図1】

① 「広義の幕府」：將軍を頂点とし管領や侍所・政所など主に京都にある中央機関と地方に置かれた守護などの地方機関をあわせた組織の総称

② 「狭義の幕府」：將軍を含めた中央機関（あくまで組織としての区別）

そこで、本稿では山田氏の指摘に従うとともに、①の「広義の幕府」の意味合いを「政治権力を生み出す全体的な枠組み」として捉えることよって「政権」と称する。そして②の「狭義の幕府」を山城国や御料所などを対象とする將軍直轄の支配組織として捉え、便宜上「幕府」と称し、各々を使い分けて論じていきたい。

## 第一章 義昭政権成立以前の外交関係―義昭・久秀・信長―

義昭政権の枠組みを論ずるにあたり、まず政権成立以前の義昭側の外交関係と動向をあらためて把握する必要性があると言えよう。周知のごとく政権は不意に構築されるものではなく、人的関係など成立以前からの情勢によって規制される側面が大きいからである。

永禄十一年（一五六八）の上洛について、従来は、信長を主体に語られることが多かったが<sup>20</sup>、近年、義昭政権の再評価に伴い、上洛の主体も義昭であり、信長は義昭に供奉する立場であると認識が変わりつつある<sup>21</sup>。しかし、依然として信長の強大な軍事力のみによって上洛がなされたという認識は相変わらず、通説となっている<sup>22</sup>。確かに結果から見た上洛の大筋を辿れば、美濃国から近江を経て入京し、京の三好三人衆を追い払ったのは信長単独の軍事力であるが、その単一的な視点のみで義昭上洛を理解するのは非常に危うい。

義昭と信長の視点からみた上洛は、諸研究により十分にあきらかにされている<sup>23</sup>。そこで本章では、あまり注目されていないが、上洛の成否に多大な影響を及ぼしたと想定される松永久秀を軸に外交関係の分析をおこない、上洛以前の義昭・久秀・信長の相互関係を明らかにすることを目的とする。それと同時に、従来の通説である信長単独の軍事力により上洛が成し遂げられ、畿内の反義昭勢力を一掃し、新政権を樹立したといった義昭上洛の理解が妥当であるのかを検討し、諸々の結果が、後の義昭政権の枠組みにどのように影響を及ぼすのか判断するためのデータを提供したい。

### 第一節 足利義昭と松永久秀

先行研究によれば、義昭と久秀の関係が形成されるのは、上洛後、義昭の摂津芥川滞在中に久秀が駆け付け、服属の意思を示したことが発端とされる<sup>24</sup>。この久秀の服属には織田信長が仲介したということが通説となっているが、以上のような理解が妥当であるか、前將軍義輝暗殺を発端とする畿内情勢とそれに対応する義昭の動向に触れつつ、義昭・久秀間の関係形成について検討していきたい。

永禄八年（一五六五）五月、長慶死後の三好家を牛耳ろうとする三好三人衆（三好政康・三好長逸・石成友通）と松永氏は京都の將軍御所に攻め入り、足利義輝を殺害した<sup>25</sup>。その後、三好・松永氏はもう一つの將軍家である義植系統の足利義栄を擁立し、新政権の成立を試みるが、内部抗争に発展し、三好三人衆側と松永氏側に分裂した<sup>26</sup>。

当時、義昭は大和国の興福寺一乗院門跡を継承しており、覚慶と名乗っていた。政変時



には松永方によって監禁されていたが、叔父の大覚寺義俊や側近、そして越前の朝倉義景の計略によって一乗院を脱出し、近江国甲賀の和田惟政のもとに身を寄せた<sup>27</sup>。その地で覚慶は、義栄方の内部分裂の隙を狙い、当家再興を表明し<sup>28</sup>、諸勢力に協力を要請して自らの上洛を画策する<sup>29</sup>。未だ僧籍であるものの京都の寺社からは禁制や公帖が求められ、義栄に対抗する將軍候補者として周囲に認識されるようになった<sup>30</sup>。その後、近江国矢島に移り、永祿九年（一五六六）二月、覚慶は還俗して義秋と名乗った<sup>31</sup>。四月には朝廷より従五位下左馬頭に叙任され<sup>32</sup>、中部地方の諸勢力間の和平調停を図り<sup>33</sup>、上洛の準備を調え終えたが、「織田尾張守出勢相違」<sup>34</sup>により、破綻した。その後、情勢が悪化したため、義昭は矢島を去り、朝倉義景を頼って越前国に下向する<sup>35</sup>。

その際に義昭と久秀の関係を示す史料が確認される。次に紹介する【史料一—①】である。

【史料一—①】「足利季世記」〔改訂 史籍集覽〕十三「新公方様御上洛之事」

（前略）三好左京大夫義次・松永弾正久秀モ初ヨリ三好衆ト不和ニテ、一乗院様ノ御味方申ヘキ由、越州マテ御使者進上申サレ、一乗院様モ此人々ハ正シク光源院様ヲ責奉リシ事ナレハ如何ト思食ケレ共、信長被申ハ天下御安治ノ時分ニテ士ノ一人ナリ共大切ナリ仰合サルヘキ由言上ニ付テ、御免許アリケレハ義次モ松永モ御手合ニ多門城ヨリ打テ出テ、芥川城エ参リ公方様エ御礼申サル、（後略）

【史料一—②】「兼右卿記」〔『東京大学史料編纂所研究紀要』二十〕永祿十年二月十六

日条

十六日 今夜亥刻、三好左京大夫与松永弾正少弼令一味云々、（後略）

【史料一—①】は軍記物であり慎重に扱わなければならないが、義昭と久秀の関係の発端を詳らかに記している。それによると、「三好衆」と不和であった久秀は、三好家当主である義継とともに越前滞在中の義昭のもとへ味方を申し入れる使者を派遣した。義昭は義輝暗殺の首謀者である彼らの取り扱いを決めかねたが、信長の言上により許したという。信長を通さずに直接、越前の義昭に申し入れていることを踏まえると、久秀と信長の関係が形成される以前と考えられる。しかし残念ながら、使者が派遣された具体的な年月は記されておらず不明である。これは越前在国中のいつのことであろうか。

義昭の越前在国は、永祿九年九月から同十一年七月であり<sup>36</sup>、義栄・三人衆側から離反した義継と久秀が再び手を結ぶのは、【史料一—②】によると永祿十年（一五六七）二月十六日のことである。したがって軍記物に記される久秀・義継による義昭への使者派遣は、

少なくとも永禄十年二月十七日以降と推測される。また後述するが、【史料二】によると永禄十年八月には、既に義昭方として久秀と信長の関係が確認されることから、義昭への使者派遣は、永禄十年上半期になされたと言えるとともに、この記述はある程度事実 に即している と判断してよいだろう。

以上から、久秀らは永禄十年上半期に信長を経由しない独自のルートで義昭と直接関係を構築したことが窺える。この義昭への久秀・義継臣従は、義栄側と決別した久秀らにとつてはあらたな正当性を得るためであり、義昭にとつては、畿内における橋頭保と軍事力を得ることができた。双方の利害の一致によるところが大きい。また信長の口添えも大きく貢献したようだが、これを機に久秀と信長の関係が形成されたのかもしれない。次は、久秀と信長の関係を整理したい。

## 第二節 松永久秀と織田信長―柳生文書の再検討―

上洛以前の久秀と信長を検討する前に柳生氏に関して触れたい。

柳生氏は大和国添上郡小柳生庄を本拠とする国人領主である。正長元年（一四二八）の徳政一揆の碑文<sup>3,7</sup>からも知られるように小柳生庄は近隣の大柳生・坂原・邑地庄と団結し、神戸四箇郷を形成していた。戦国期においてもその枠組みは引き継がれ、柳生氏は、狭川氏・簀川氏など近隣の在地領主とともに山中四ヶ郷衆を率いて行動した<sup>8</sup>。永禄二年（一五五九）の松永氏の大和入国後は、一貫して松永氏に従い<sup>9</sup>、各地を転戦する<sup>40</sup>。その柳生氏の居城である柳生城は東西二五〇m×南北二三〇mの山城であり<sup>41</sup>、東山内において最大規模を有した。柳生氏の影響力の大きさが窺える。【図2】

さて、その柳生氏に伝来する一連の文書群が本節で取り上げる「柳生文書」である。そのなかでも今回の分析に該当するのは、織田氏から柳生宗厳に宛てられた書状四通である。いずれも義昭上洛に関する音信であり、史料中には、織田氏と松永氏の交流の様子や上洛の実態も記されている。では、次に研究史を概観したい。

まず奥野高廣氏の『織田信長文書の研究』<sup>42</sup>が挙げられる。奥野氏は「柳生文書」に所収される一連の関係文書を抽出して紹介した。そして、各文書の発給年次を内容や花押から、永禄十年：【史料四】、永禄十一年：【史料二】・【史料三】、永禄十二年（一五六九）：【史料五】と比定して、上洛以前の永禄十年には、既に信長と久秀の外交関係があったことを初めてあきらかにした<sup>43</sup>。それを踏まえて谷口克広氏は、「柳生文書」を丁寧に読み込み、他史料と比較検討することによって奥野氏の年次比定の誤りを指摘し、あらたに永禄九

年：【史料二】・【史料三】、永祿十年：【史料四】と比定した。そして、人物史を論ずるにあたり、永祿九年という早期に信長に通じた久秀の先見性と久秀の利用価値を見抜いた信長の心眼を高く評価している<sup>44</sup>。以上が研究史であるが、奥野・谷口両氏ともそれぞれ史料紹介・人物史を目的として論じているため、上洛に関する詳細な情報が見捨てられている面があり、また年次比定に関しても疑問が残る。そのため、あらためて論じていきたい。

(a) 年次比定の再検討

まずは、該当文書を全て揭示し、前節の成果や他史料と比較しつつ年次比定を再検証したい。

【史料二】<sup>45</sup>

雖未申通令啓候、仍松少<sup>与</sup>連々申談事候、今度公儀江御断之段、達而可言上半候、定不可有別儀候、雖不及申、此時御忠節尤候、随而山美息女之事、松少江内々申事候、先三木女房衆、此刻早速被返置様御馳走專一候、通路以下御為二候、向後別而可申承候、相応之儀、不可有疎意候、猶結山可為演説候、恐々謹言、

八月廿一日

信長(花押)

柳生新左衛門尉殿

御宿所

【史料三】<sup>46</sup>

未申通候処、御状殊奈良油煙被懸御意本望候、仍信長上洛之儀、江刃就表裏先延引候、雖然久秀申談、諸口調次第、至南都可罷上之旨候、連々承及候条、別而於御馳走者、可為快然候、尾刃以直札申入候、猶委細結山可被仰候条、不能巨細候、恐々謹言、

八月廿八日

信盛(花押)

柳生新左衛門尉殿

御返報

【史料四】<sup>47</sup>

御入洛之儀、不日可致供奉候、此刻御忠節肝要候、就其対多聞、弥御入魂專一候、久秀父子不可見放之旨、以誓紙申合候之条、急度可<sup>令</sup>加勢候、時宜和伊可有演説、猶佐久間右衛門尉可申候、恐々謹言、

十二月一日

信長(朱印)

柳生新左衛門尉殿

御宿所

【史料五】 48

御味方中同多門山堅固被仰付是以珍重候、從信長相意得可申之由候、就其去年己來結山申談候、更非由断候、委細忠正へ申候間、可有御演説候、恐々謹言

二月廿六日

信盛(花押)

柳生新左衛門尉殿

御宿所

揭示した四点の史料の下限は、義昭上洛の永禄十一年九月以前と区切ることができる。谷口氏は『多聞院日記』永禄九年八月廿四日条に所収された大覚寺義俊書状写を挙げて、義俊の述べる上洛の予定が【史料三】の「仍信長上洛之儀、江刃就表裏先延引候」と対応するとして、【史料三】及びその直札とする【史料二】を永禄九年と比定したが<sup>49</sup>、その根拠とした義俊書状写のあとには、「雖有如此御内書ハ不到来、大覚寺殿一圓虚説也」と続くように、義俊書状で述べられていた御内書は実際に英俊のもとに届かず、すべて義俊の虚説であったことが記されている。しかし上洛の計画は存在したようだが、「江州就表裏」という理由ではなかった。次の史料を見てみよう。

【史料六】 50

以条数言上旨、懇志至喜入候、京表儀、織田尾張守出勢相違故、江州矢島儀、弥三好・松永計策共候間、難成安座候之条、若州江相越、去八日至越州敦賀退座候、義景馳走候、仍東国儀、大覚寺門跡以御下向、北条与和平段可申調条、是非参陣偏頼入候、一書之趣重而可差下使者候、每事身上任置候、大方申含東蔵坊候、猶大覚寺門跡可有演説候也、

九月十三日

(足利義秋)  
(花押)

上杉弾正少弼とのへ

これは義昭から上杉輝虎に発せられたものである。文中には、近江国矢島から越前国敦賀へ退座したことが記されているので、この史料は永禄九年に発給されたと比定できる。上洛に関しては、「織田尾張守出勢相違故」という理由であった。また退座の理由として「弥三好・松永計策共候間」とあり、いまだ義昭と久秀のあいだに關係が形成されておらず、松永氏を義榮側と認識していることが窺える。そのため上洛にあたり、久秀の協力が文中に確認される【史料二】・【史料三】の永禄九年比定は、矛盾が生じるため成立しないといえよう。そして前節であきらかにしたように、義昭と久秀の關係形成は永禄十年上半期であることと、「未申通」という文言のある【史料二】・【史料三】より後に出された【史料四】・

【史料五】の存在を考えると、【史料二】・【史料三】は、永禄十年に発給されたものと考えて間違いない。したがって、残る二点の史料は必然的に【史料四】は永禄十年、【史料五】は永禄十一年となる。ただ、【史料五】は、上洛に関する直接的表現が確認されないことから、永禄十二年以降の可能性もあるという批判があるかもしれない。そこで永禄十一年である根拠を次に述べておく。文中には、多聞城が攻撃されていることが記されている。多聞城が籠城戦を経験するのは、三好三人衆及び筒井方に断続的に攻められる永禄九年から十一年のあいだと織田方に攻められる天正元年（一五七三）十月～十二月の二時期のみである<sup>51</sup>。【史料五】では、信長被官の佐久間信盛が堅固に籠城していることを「珍重」としている。天正元年はあり得ない。よって【史料五】は、永禄九から十一年のあいだと比定でき、先述した【史料三】の年代を踏まえると、永禄十一年に発給されたものであると断言できよう。

ここで一度整理しよう。以上の検討から、各文書の発給年代は永禄十年：【史料二】・【史料三】・【史料四】、永禄十一年：【史料五】であるといえる。

また蛇足となるが、【史料二】・【史料四】の関係性についても触れたい。両史料は同時に発給された直札と副状という評価がなされているが<sup>52</sup>、日付に時間差がある点、両史料の内容が全く一致しない点、【史料三】は【史料五】と異なり副状の存在に触れていない点を踏まえると、互いに関連していないことを指摘できる。すなわち、両史料は近い時期に発給されたものであるが、別個の史料として捉えなければならぬ。初めに信長が単独で【史料二】を送り、柳生氏からの返報が織田氏側に届く。その返報として、信長直札と信盛の副状【史料三】が発給されたという順序で理解したほうが自然であろう。

#### (b) 久秀・信長間の外交関係と上洛の実態

それぞれの内容を検討し、久秀と信長の関係性や上洛の実態について迫っていききたい。文書の現代語訳に関しては、奥野氏前掲書にあるので省きたいところであるが、若干間違いがあり、正しく解釈されていないため、冗長となるが、あらためて個別に現代語訳をしていく。

#### 【史料二】

永禄十年に信長から宗厳に宛てて初めて出された書状である。初めて書状を送った件を久秀とよくよく相談していたことであるとし、今度の義昭への事情説明は無理を承知で言上の途中だが、きつと差し支えないだろう。言うに及ばないことですが、義昭への御忠節は道理です。それゆえに山岡美作守の息女のことを久秀へ内々に話したので、まず三木女

房衆をすぐに返すように御奔走されるのが重要です。連絡したのはあなたのためです。今後は特別に承ります。相応の対応をすることに疎意ありません。結城忠正が演説するとしている。

#### 【史料三】

永禄十年に佐久間信盛から宗厳に対して出された初めての返報である。信盛は、宗厳からの書状と贈物に対し礼を述べ、今回の上洛は近江国の情勢が不安定なので延期するが、久秀と相談し準備が調い次第、南都を経由して上洛するとの信長の言葉を伝えている。そして御奔走するように勧めており、信長からの直書と結城忠正が詳細をお伝えするとしている。

#### 【史料四】

永禄十年に信長から発給されたもので、ほぼ同文の書状が、「興福寺御在陣衆御中」や「岡田幡守」に対しても出されている<sup>53</sup>。近日中に義昭の上洛に供奉するので、その時に御忠節を尽くすことが肝要とし、それについては多聞城とますます懇意にすることが大事です。また久秀父子を見放さない旨の誓紙を交わしたので必ず援軍を送りますとし、和田惟政の演説と信盛の副状があるとしている。

#### 【史料五】

永禄十一年に信盛によって発給された書状である。柳生氏の軍勢と多聞城が堅固に戦線を維持<sup>54</sup>していることを喜び、ある件に関して信長より心得たとの言葉を伝えている。それについては昨年（永禄十年）以来、結城忠正と相談しているので決して油断しないと伝え、詳細は忠正が御演説するという。ある件とは、上洛のことを指すのであろう。

以上、若干の解説を踏まえつつ、現代語訳を付記した。

年次比定の分析結果や文書の内容を踏まえると、久秀と信長の関係は、【史料三】に「仍松少<sup>55</sup>と連々申談事候」とあることから、永禄十年八月以前には形成されていたことが窺える。そして上洛については、「松少<sup>56</sup>と連々申談事」・「松少江内々申事」・「雖然久秀申談」という文言が度々史料中に確認され、信長と久秀が中心となって綿密に打ち合わせや調略を行っていたことがわかる。実現することはなかったが、永禄十年八月の段階では、南都経由での上洛なども状況を鑑みて計画されていた。これを裏付けるように同月、信長はルート沿いにあたる北伊勢に侵攻している<sup>57</sup>。信長の北伊勢侵攻は、従来指摘されるような分国拡大<sup>58</sup>ではなく、上洛戦の中に位置づけなければならないだろう。また信長は、久秀父子を見放さない旨の誓紙を諸勢力と交換し、加勢を確約したことや多聞籠城戦の戦況に気

を配るなど、かなり久秀を重視していることが読み取れる。これらの動向は、信長自身が自らの軍事力では上洛を成しえないことを把握していたゆえであると言えよう。久秀ら畿内の義昭方勢力の働きは、まさに上洛の成否を握っていたのである。もう一つ確認したいのは、諸勢力間の取次として、義昭直臣の和田惟政や結城忠正<sup>7</sup>が使者となっていることである。彼らは義昭方諸勢力の意思の疎通に大きく貢献していた。

#### 小括

義昭と久秀・義継の関係は、信長を通じてではなく、久秀たちから独自のルートで申し込まれたことにより形成された。それは義昭にとって最初の上洛計画が破綻した直後の永祿十年上半期のことである。義栄を擁立した三好三人衆と決別した久秀たちにとっては、あらたなる正当性を得るためであり、義昭にとっては、義栄に対抗する畿内における軍事力と拠点を得ることができた。双方の利害の一致によるところが大きいと言えよう。また、その際に信長が口添えたことにより、信長・久秀間の関係が形成されるきっかけになったと考えられる。ちなみに【史料二】によれば、永祿十年八月には、既に信長・久秀間の関係が構築されていることが窺える。その後、松永氏与力であった柳生・岡氏ら大和国衆をも取り込み、信長・久秀を両軸として綿密な上洛計画が立てられた。義昭方諸勢力間を繋ぐ使者には、結城忠正や和田惟政といった幕府関係者が務めた。上洛は、実現した近江經由のほか、大和に到り南都で久秀らと合流して上洛するといったプランも確認された。同じ頃合いに信長による北伊勢侵攻が行われており、上洛に伴う動向と位置付けられよう。また信長は、柳生氏や岡氏、興福寺在陣衆らと久秀を見放さない旨の誓紙を交わし、加勢を確約していた。これは久秀らにとっては状況の打開として信長の軍事力が必要であった反面、信長にとっても久秀をどうしても味方に繋ぎとめたかったということである。多聞籠城戦の戦況に気を配っていることから、信長は自らの軍事力のみでは上洛を成し遂げることができないことを暗に自覚していたのである。

義昭の上洛は、信長の軍事力のみでは成し難かった。畿内における久秀ら義昭方勢力の協力があつて成り立ったのである。畿内に跋扈する三好三人衆ら義栄方の軍勢を久秀ら義昭方勢力が引きつけ、そのあいだに信長の軍事力を新しく投入することによって義昭の上洛が果たされたのである。義昭の上洛は、信長単独ではなく、信長・久秀による周辺勢力への根回しと両者を中心とした軍事力で達成されたものと捉えなければならない。

## 第二章 義昭政権の構造―有力諸大名による連合政権―

### 第一節 義昭政権の確立―諸勢力への仕置きと太刀下賜―

永禄十一年（一五六八）九月、足利義昭は、織田信長や松永久秀・三好義継ら畿内近国の諸勢力の支持を受け、上洛を果たした。義昭の上洛には直接信長が供奉し、久秀・義継は畿内の義昭方諸勢力をまとめ上げ、大和において戦い抜き、敵対する足利義榮・三好三人衆方をまたたく間に追い払った。そして、義昭は、細川京兆家以来の畿内支配の要地であり、三好氏権力の本拠でもあつた摂津芥川城<sup>59</sup>に御座を移すと駆け付けた諸勢力からの御礼を受けた。

【史料七】「細川両家記」『群書類従』二十）永禄十一年十月条

一當時一乗院殿も信長も芥川へ御入城候然ば三好左京大夫殿霜臺も御所様信長へ芥川城にて御禮御申之由候、此とき左京大夫殿へは河内半國渡也、残半國は畠山殿へ渡由申候也、霜臺へは大和切取次第之由候、摂州は和田方、伊丹方、池田方へ之由風聞候也、

その際、義昭は畿内近国の影響力の及ぶ範囲内で、右の史料のごとく仕置きをおこなつた。河内半國ずつを三好義継と畠山高政に、大和国は松永久秀に、摂津国は和田惟政・伊丹忠親・池田勝正にそれぞれ新地宛行もしくは安堵した。その他は【表1】にまとめたのでご覧いただきたい。この仕置きは、基本的に本領安堵のスタンスであつたが、なかには新規に所領を宛がわれた和田惟政や、義輝政権崩壊の要因を作つたもののそれを補う働きを見せた松永久秀には一国安堵を行うなど、上洛に伴う功績がかなり反映されていることが読み取れる。しかし、もっとも功績のある信長に対しては、本領安堵のみであることに留意したい<sup>60</sup>。

この仕置きにおいて、主従制的な支配権を如在なく發揮した義昭は、諸勢力に託されていた「下からの公権」を完全に手中に収めたと言えるだろう。では、次の史料を見てみたい。

【史料八】『お湯殿の上の日記』『続群書類従』補遺三「六」永禄十一年十月六日条

一てういんのふけあくた川に御ちんすへられ候とて、この御所よりめてたきとの御つかいまいらせられ候、くわんしゆ寺くわんらくとて、右中弁の宰相まいらせられ候、ふけへ御たちまいる、をハリのをたに十かう十かくたさるゝ、これも御つかい右中弁との、



【史料八】によると、仕置きの日後である六日、芥川城滞在中の義昭のもとへ正親町天皇より「あくた川に御ちんすへられ候」ことが「めてたき」として勅使が派遣され、太刀を下賜された。天皇は芥川城の位置付けを明確に把握したうえでこのような対応をしていることが読み取れ、このことは、既に左馬頭に任官し<sup>60</sup>、將軍候補者として認識されていた義昭が事実上、「上から承認に基づく公権」をも掌握したと言つても過言ではない。ちなみに信長に対する下賜品も確認できるが、酒と品物であり、あきらかに差別化が図られている。

これら上下の公権の掌握は、政権の確立を示唆しており、先の入京<sup>61</sup>や後の征夷大將軍宣下<sup>62</sup>よりも留意すべき事象であると言える。以上、みてきたように義昭による芥川入城は、義榮政権が事実上崩壊したことを示し、名実ともに義昭政権が確立した政治上の画期となる事象と評価されなければならないだろう。

ところで先述した畿内各国に封ぜられた領主は、一般的に守護と呼称されてきたが<sup>63</sup>、守護補任状などは確認されておらず、その他の一次史料にも彼らを「守護」と記すものは見当たらない。ただ当該期には「守護不入」といった文言が使用される史料<sup>64</sup>が存在するため、守護相当者が存在するのは確かであり、それが彼らに該当するのは間違いないだろう。しかし安易な用語の使用は、極力慎むべきである。そのため、本稿では守護という呼称は極力避けたい。では、当時において、彼らはどのように呼ばれていたであろうか。

永禄十三年（一五七〇）三月、公家の山科言継が、義昭の御所に赴いた際に記した日記によると、「大名畠山左衛門督、同尾張守、三好左京大夫等也」<sup>65</sup>とあり、この記述の前後に参加者を順に「御供衆」・「御部屋衆」・「申次」・「公家」と書き分けている。言継は敢えて畠山昭高・高政や三好義継のことを「大名」と呼称した。この「大名」とは当時どのような意味合いで使用されていたのか、時代は少し下るが慶長八年（一六〇三）に刊行された『日葡辞書』<sup>66</sup>を参考にしたい。辞書によると「Daimio ダイミヤウ(大名)国の豪族、あるいは、貴人。」とあり、対義語に「Xonio シャウミヤウ(小名)小貴族、あるいは、知行の少ない領主。」が挙げられている。以上を踏まえると、「大名」は知行の多い領主もしくは貴人となり、畠山・三好氏の事例から、概ね半国以上の所領を持つ領主・貴人と定義できるだろう。よって本稿では、上記のような領主を大名と称したい。

## 第二節 『大名代連署状』の発給体制

義昭政権成立後、先行研究では、義昭と信長の視点に立脚したうえで、主に幕府の諸政

策の決定とその遂行形態に注目し、義昭の御下知を奉じた幕府奉行人奉書と信長の朱印状の関係性や信長が義昭に宛てた条書から義昭政権の構造を論じた<sup>67</sup>。しかし、それは政治権力を生み出す全体的な枠組み、すなわち政権構造を論じるものではなく、あくまでも政権の一組織である幕府論、もしくは織田氏権力論であると言えよう。上記文書の発給先が山城国の寺社や御料所に限られるのは、そのことを裏付けている。そこで、ここでは政権の総意として発給された公文書を分析の対象としたい。政権の公文書と言えば、まず、御内書を思い浮かべることができるが、それはあくまでも將軍権力によるものである。そのため、御内書は除外する。当該期には御内書よりもより強く政権構造を反映する公文書が存在する。有力諸大名重臣による連署状である。事例の少なさの故か、従来、全く注目されてこなかったが、本節では、この連署状を取り上げ、内容や発給者を分析し、考察を加えて連署状の位置付けから政権構造をあきらかにしていきたい。では、連署状を紹介する。

(a) 『大名代連署状』について

【史料九—①】<sup>68</sup>

今度御敵許容之由、言語道断儀候、殊敵方預物在之旨候条、可被加御成敗者、先為兵糧米千石可被出置候、於難渋者尚存分可申入候、恐々謹言、

二月朔日 佐久間右衛門尉信盛

坂井右近尉政尚

森三左衛門尉可成

野間左橋兵衛尉長前

蜂屋兵庫助頼隆

柴田修理亮勝家

竹内下総守秀勝

結城山城守忠正

天野山

沙汰所御中

右藏在河州天野山金剛寺

【史料九—②】<sup>69</sup>

当院之御事、不混自余候て、今度之御用脚相除之候、不可有違儀候、恐々謹言、

佐久間右衛門尉

三月二日

信盛（花押）

坂井右近尉

政尚(花押)

森三左衛門尉

可成(花押)

野間左橋兵衛尉

長前(花押)

蜂屋兵庫助

頼隆(花押)

柴田修理亮

勝家(花押)

竹内下総守

秀勝(花押)

進 齋

忠正(花押)

和田伊賀守

惟政(花押)

〔墨引〕

多田院

連署中

役者御中

惟政

まず、内容を簡潔に確認する。【史料九―①】は、天野山金剛寺が御敵を許容した件を問責し、その御成敗として兵糧米千石を支払うように命じた書状写である。そして【史料九―②】は、摂津国の多田院に対して、義昭から賦課された用脚を特例として免除すること認めた書状である。前者は仕置き、後者は賦課の免除と内容は異なる。

次にこれら連署状(この両史料と後述する【史料十―②】も含める)に共通する点を探ってみよう。まず一つめは、「可被加御成敗」とあるように將軍義昭の意向を反映し奉じている点である。二つめは、書状形式で作成されている点。そして三つめは、差出者として義昭・松永氏・織田氏・三好氏の重臣が連署として名を連ねている点である。日下の署名順としては、義昭直臣の和田惟政や結城忠正が高位となり、次位に松永氏の竹内秀勝、そして織田氏の柴田勝家・蜂屋頼隆、途中に三好氏の野間長前が入り込んで、再び織田氏の森可成・坂井政尚・佐久間信盛といった並びとなる。以上の共通する三点は、連署状の特

色であるとも言える。この特色を持つ連署状は、従来の幕府関係文書において類例を見出すことができない当該期の特異な書状形式の文書である。したがって、あらたな分類として捉える必要性があるだろう。そこで本稿では、当該期において上記の三点の特徴をもつ文書を便宜上、『大名代連署状』と定義し、その差出者集団を【史料九―②】の上書から引用して「連署中」と呼びたい。

この大名代連署状は、先述したとおり義昭の意向を反映し、松永・織田・三好氏の有力諸大名が保証・権力行使するといった姿勢で発給されているため、政権全体の総意を示す公文書と位置付けられるだろう。すなわち幕府奉行人奉書や各大名の直状よりも上位に位置する。

宛所は、河内国金剛寺・摂津国多田院・同国本興寺であり、地域的共通性は確認できない。しかし、用脚免除を行った多田院は、清和源氏発祥の寺院として足利將軍家の厚い保護を受けた要所であるし、諸役免除を認められた本興寺は、天野忠幸氏によって「戦国期の本興寺は、門流の本山として瀬戸内海や南海道の末寺からの流通の終着点であると同時に、尼崎周辺部や摂津の内陸部を貫く猪名川・武庫川などの河川を介する地域流通の中心地でもあった」<sup>70</sup>とあきらかにされているように遠隔地交通を担う畿内でも有数の都市であった。

地域的な共通性の無いことは、発給集団である連署中が、局地的な諸問題に対して作られた組織ではないことを意味しており、宛所の重要性は、各地域権力が各々の裁量で処理するにはむづかしいところであることが窺える。

なお、連署中を構成する松永・織田・三好氏は、前章であきらかにしたように、義昭上洛に際し中心的な働きをした大名であった。そして、義昭直臣の和田惟政と結城忠正は、義昭・織田・松永氏間の意思の疎通を取次ぐ使者として活躍していた。以上のことを踏まえると、義昭は上洛戦の経緯を前提としたうえで、意図的に有力大名の重臣を抜擢し、あらたなる政治システムとして連署中を組織したと考えられる。上洛戦の段階からの連続性で、このような政治システムが形成されたことに留意しなければならない。

#### (b) 発給に至る事例

それでは、連署状がどのような経緯で発給され機能したのか、発給に至る具体的な事例を紹介したい。

#### 【史料十―①】<sup>71</sup>

態以飛脚申候、仍尼崎本興寺之儀、拙者寺之事候間、陣取其外万之御用捨所仰候、則

信長へ申入候処、無別儀候間、彌以頼存候、恐々謹言、

正月廿四日

雅敦

柴田修理亮殿

蜂屋兵庫助殿

森三左衛門尉殿

坂井右近尉殿

右は、京都の公家飛鳥井雅敦が織田氏奉行人衆に宛てた書状である。無年号文書であるが、義昭上洛以降であることは確実なため、上限は永禄十二年（一五六九）、下限は森可成が存命していること<sup>72</sup>から永禄十三年に求めることができる。内容は、雅敦ゆかりの摂津国尼崎の本興寺への陣取並びに諸役免除の実効性を柴田勝家ら織田氏奉行人に求めたもので、まず義昭に許可を得たのち、信長にも申入れたところ、「無別儀」とのことなので、「彌以頼存」としている。後述する連署状の署名のあり方から見るに、残存はしないもの同形式の書状が織田氏以外に連署中を構成する三好氏や松永氏に対して発給されていた可能性が高い。そして、この雅敦書状を受けて、連署中から発給された連署状が次に紹介する【史料十一②】である。

【史料十一②】<sup>73</sup>

当寺<sup>井</sup>門前陣取以下、相除上者、自然如何様之仁、参申懸族雖在之、不可在御許容候、此方之申分者、以連署可申候、至無其儀者、彌御承引有間敷候、為其申候、恐々謹言、

二月十六日

佐久間右衛門尉

信盛（花押）

坂井右近尉

政尚（花押）

森三左衛門尉

可成（花押）

野間左橋兵衛尉

長前（花押）

蜂屋兵庫助

頼隆（花押）

柴田修理亮

勝家（花押）

竹内下総守

秀勝(花押)

本興寺

役者御中

発給者は、既知のごとく、松永・織田・三好氏重臣等であり、先に挙げた連署状と同一の署名順である。ただ、本状では義昭直臣の和田惟政と結城忠正が抜けているため、松永氏被官の竹内秀勝が連署筆頭となる。前半の内容は、雅教より依頼された本興寺及び門前の陣取以下の免除であり、もしどのような人物・連中が申懸けてきてもお許しになってはいけない、といった普遍的なものであるが、注目すべきは、後半の「此方之申分者、以連署可申候、至無其儀者、彌御承引有間敷候、為其申候」である。秀勝らは、「此方」(義昭政権)の申分は「連署」で伝えるとし、「其儀」(連署状)がなければますます承諾してはならない、そのために申します、と本興寺役者中に強く念を押ししている。

まず、確認したいのは本書状の位置付けである。先にも述べたので繰り返すことになるが、義昭の上意や有力諸大名の承引を受け、申請された結果として発給されたものであるため、あらためて義昭政権全体の公文書と位置付けることができる。

そして、問題の文書の後半の箇所であるが、政権側の意向は連署状で伝えるため、それ以外は、極端にいえば將軍義昭であろうと信長であろうと「連署」がなければ覆すことができないことを示唆している。これは、当然のことながら信長権力の限界性を現わし、松永・三好氏と大差ない並立する権力であること<sup>74</sup>を示している一方で、上位権力である義昭権力をも規制しかねない仕組みである。すなわち、この一連の連署状は、当時の義昭政権の権力構造を如実に体現していると言っても過言ではない。義昭のもとに有力諸大名の重臣らによって構成される「連署中」が存在し、諸大名・国衆を規制するといった権力構造を見出すことができる。【図3】

従来の傀儡政権論や二重政権(権力)論で主張されるように信長が義昭に匹敵する優位な権力を持ちうるとするならば、これらの有力諸大名重臣等による特異な連署状が存在することは、まずあり得ない。織田氏奉行人のみか義昭・信長被官の連署となるはずである。したがって、義昭政権は、二重政権(権力)や傀儡政権ではなく、有力諸大名による連合政権であることが指摘できよう。このような政治的枠組みが、当該期義昭政権の最大の特徴である。

### 第三節 政権下における「連署中」の動向

従来の室町幕府関係文書には見られない形式の公文書『大名代連署状』を発給した有力諸大名の代理集団「連署中」であるが、彼らは政権下においてどのような存在であったのであろうか。本節では、文書発給以外の彼らの動向を確認していきたい。

永禄十二年正月、義昭の仮御所である京の本圀寺を三好三人衆によって襲撃されたが、公方衆や応援に駆け付けた三好・池田・伊丹氏らの働きによって事なきを得た<sup>75</sup>。その後、注進を受けた信長や久秀が岐阜から駆け付け<sup>76</sup>、信長は今度の件を受けて、あらたなる御所の普請<sup>77</sup>と三人衆に加担した堺を「曲事」として問責の使者を派遣した。

【史料十一】「細川両家記」(『群書類従』二十) 永禄十二年正月条

一此時信長より境南北へ使者を被遣、今度阿州衆堺より催候て出陣の事曲事の由被申懸、可被破由候條、南北衆難儀にて、足弱荷持等根来・粉川・榎尾などへ隠し運のよし風聞也、

堺は詫言により、かろうじて発向を免れるが<sup>78</sup>、結局、義昭政権によって接收されることになった。義昭政権は接收にあたって上使衆を編成し、翌二月に堺へと派遣した。では、この上使衆の構成を次の史料から見てみたい。

【史料十二】「宗及茶湯日記」 自会記(『茶道古典全集』八) 永禄十二年二月十一日条

巳二月十一日 終日

上使衆

佐久間衛門 柴田 和田 坂井右近

森三左衛門 蜂屋 結城進齋 竹内下総 野間左吉

其外方々之衆

百人斗 折・盃之臺、色々

【史料十二】によると、上使衆は、佐久間信盛・柴田勝家・和田惟政・坂井政尚・森可成・蜂屋頼隆・結城忠正・竹内秀勝・野間長前の九名であり、その他に百人ほどが付き従っていた。注目したいのは、この上使衆のメンバーが、「大名代連署状」の発給集団である「連署中」とほぼ同一で構成されている点である。これは偶然の一致とは考えられず、連署中は、連署状発給の際の一時の臨時的な政治システムとして編成・機能したのではなく、義昭政権を代表する恒常的な政治システムであったことが裏付けられる。將軍義昭のもとで政権全体を管理する行政・外交官的な職であったと考えられるだろう。

【史料十三】「二条宴乗記」(『ビブリア』五三) 永禄十三年二月八日条

(前略) 井戸表へ弥四郎被遣也、竹下、和田と為参会、木津へ被越間、弥四郎延引、ちなみに右の史料には、竹内秀勝が和田惟政と会合するために木津に赴くことが記される。会合の内容は詳しく書かれていないため不明であるが、惟政が特定の使者として派遣されていないことや両者の共通点を踏まえると「連署中」に関連した協議と推測できるだろう。それぞれの領国を越えた政権の会合が山城国と大和国の国境線に位置する都市木津で開催されているのは興味深い。連署状発給や使者など目を引く活動の背景にこのような会合が行われていることにも留意しなければならない。

#### 小括

本章では、義昭政権確立のメルクマールとなるべき芥川入城と存在が確認されるもの誰一人取り上げようとしなかった有力諸大名重臣らの発給する連署状を中心に細かく分析することにより、義昭政権の有り様を探ってきた。各節ごとにまとめておく。

第一節では、従来指摘されていた芥川城内における畿内近国の仕置きの検討のみにとどまらず、正親町天皇よりの勅使派遣・太刀下賜にも着目した。そして双方の動向をもって、上下の公権を義昭が初めて掌握したと判断し、先の入京や後の將軍宣下ではなく、芥川入城こそ、義昭政権が名実ともに確立する政治史上の画期と位置付けられることをあらためて評価した。

第二節においては、連署状は現状では少数であるものの、従来の幕府関係文書に類例を見出すことができない当該期の特異な書状形式の文書であるため、あらたな分類として、便宜上、『大名代連署状』と呼称した。この大名代連署状を発給した「連署中」は、義昭の上洛にもっとも貢献した松永氏・織田氏・三好氏の重臣と義昭直臣によって組織された。義昭直臣の和田惟政や結城忠正は抜けていることがあるため、基本は三氏の重臣によると考えてよい。また連署の署名順を踏まえても信長の優位性は確認できず、諸大名同士対等であると言わざるを得ないことを付記しておく。連署状は、義昭の意向を受けて有力諸大名重臣によって発給されているため、政権全体の総意を示す公文書と捉えることができ、幕府奉行人奉書や諸大名の直書よりも上位に位置づけられると言えらるだろう。そのような形式的なことのみならず、【史料十—②】には「此方之申分者、以連署可申候、至無其儀者、彌御承引有間敷候」と直接的に記述されているように、諸大名はもとより義昭権力をも規制しかねない政治システムであった。このように大名代連署状の発給体制は、当時の政権構造を如実に反映するものであることを指摘した。



第三節では、政権下における連署中の存在について考察した。連署中は連署状発給だけにとどまらず、堺接収の際には「上使衆」として活躍しており、連署中が臨時的に機能した存在ではなく、恒常的に機能し、政権を代表する組織であることを裏付けた。

以上から、義昭政権の構造は、義昭と信長による傀儡政権や二重政権（権力）ではなく、上下の公権を掌握した將軍義昭のもとに松永・織田・三好氏重臣によって組織された連署中が設置され、幕府や諸大名・国衆など並立する諸勢力によって支えられる連合政権であったと言えるだろう。【図3】

### 第三章 義昭政権下における諸大名―松永氏と織田氏を事例に―

前章までの考察から、義昭政権の権力構造は、義昭と信長の視点のみでは不十分であることがあきらかになった。実際は松永・織田・三好氏などの畿内近国の有力な諸大名によって支えられ機能していたことが窺える。本章では、そのような論拠が妥当であるのか確認すべく、義昭政権下における諸大名間の関係について分析することにより、前章とは異なった視点から政権像にアプローチしていきたい。

これまでの研究では、当該期政権内の諸大名間の関係に追求した専論は、管見の限り確認できず、概説に際して触れられるのみであった。それらによると、永禄十一年（一五六八）の義昭上洛の際、近隣の諸勢力は摂津芥川城に駆け付け、義昭・信長の両者もしくは信長に御礼を申し、本領安堵または新たに知行を宛がわれ、従属すると説明されてきた<sup>7</sup>。

このように概説のみに触れられ、実証的な研究がなされなかった要因としては、「信長史観」の影響を強く受けた当該期政権への評価によって、必然的に検討対象となりえなかったことが挙げられる。先にも述べたが、従来の政権論を占めた傀儡論<sup>8</sup>や二重政権（権力）論<sup>9</sup>などは、義昭と信長のみの視点により立脚していた。したがって、信長は義昭に匹敵及びそれに勝る権力を有するといった理解がなされる反面、信長と諸大名との間には純然たる質的な差が存在するということが暗黙の了解となっていたのである。それゆえに諸大名は信長に従属するといった安易な結論に帰結するのは当然の成り行きであったと言えよう。

以上のような問題意識から、従来、特別視されていた信長と諸大名の関係性を真正面から論じることは、当該期の政権構造を解明するにあたり非常に意義がある作業と言える。史料の少なさゆえの制約も少なからずあるが、そのなかでも比較的史料に恵まれ、従属する大名の代表的事例としてしばしば用いられる松永氏<sup>10</sup>と信長との関係をあらためて検討したい。

#### 第一節 織田氏による松永氏への対応

織田氏と松永氏の間で発給受領された文書は、今日ではほとんど残存していない。現在、確認できるのは、奥野高廣氏の『増訂 織田信長文書の研究』に所収される二通のみである。そのなかの「大和松永久秀等宛朱印状案」<sup>11</sup>は、宛所である久秀の官途と発給年次とが一致せず<sup>12</sup>、さらに案文である点も含めて、議論の俎上に載せるのは難しい。そのため、上記の文書は今回の分析対象からは除外したい。それでは、もう一つの文書を見てみよう。

こちらは当該期の織田・松永氏の関係を明確に示すものである。

【史料十四】 85

今井宗久<sup>与</sup>武野新五郎公事之儀、信長雖異見申、新五郎依及異儀、一円宗久<sup>ニ</sup>被申付候、然者今井可有御馳走旨、可申入之由候、恐々謹言、

木下藤吉郎

十二月十六日 秀吉(花押)

中川八郎右衛門尉

重政(花押)

好斎

一用(花押)

和田伊賀守

惟政(花押)

松永弾正少弼殿

御宿所

右の史料は、今井宗久と武野宗瓦の訴訟に関して、義昭直臣の和田惟政と信長の被官である坂井好斎・中川重政・木下秀吉が連署として松永久秀に宛てた書状である。文書の年次は、久秀の官途である「弾正少弼」<sup>三</sup>及び、義昭・信長被官が連署していることから永禄十一年(一五六八)と比定できよう。義昭上洛後、間もなく発給された文書である。奥野氏は、前掲書で「今井宗久と武野宗瓦とが訴訟を提起し、信長は和解を進めたのに宗瓦は承知しなかったため、すべて宗久の勝訴とした。この上は宗久が信長のため奔走するように入入れよと松永久秀に指示させた」と本文書を解釈した。そのような理解であると一見、信長から久秀に対する命令下達のように捉えることができるが、この解釈は妥当とは言い難い。では、どのように解釈をするべきか、以下の三つのポイントを定めて再検討したい。①文言「申付」「御馳走」「申入」「旨」「由」。②「然者今井可有御馳走旨、可申入之由候」の解釈。③差出者。

まず、①の文書内の文言である。「申付」と「申入」は発給者側の行動であり、「旨」と「由」は信長の言葉である。一方で「御馳走」の主体は、文脈や宛所の「御宿所」という敬称の使用から考えても今井宗久ではなく宛所の松永久秀とすべきである。したがって、②の箇所は、「この上は宗久に対して(久秀が)奔走なさるのがよいという旨を(差出者から久秀に)申し入れるようにとのことです」と解釈したほうが自然である。この理解

であると、本文書は信長から久秀への情報提供並びに助言・依頼であると位置づけられよう。そして、③の差出者であるが、先述のごとく義昭被官と信長被官の連署である。ちなみに和田惟政は、義昭被官といえども摂津国の三分の一を与えられた独立した領主<sup>87</sup>である。その惟政が連署筆頭として名を連ねているのは久秀への配慮と考えられる。配慮というよりもむしろ義昭政権からの依頼と捉えるべきという指摘もあるかもしれないが、義昭の上意を奉じる文言が存在しない点、公事の裁許は信長が行っている点を踏まえると、信長から久秀への依頼に際しての久秀への配慮と理解したほうが妥当であろう。

以上から、【史料十四】は、奥野氏が指摘するような信長から久秀へ命令下達ではなく、信長から久秀への懇懃な情報提供・助言・依頼文書と捉えるべきである。内容をはじめ文書内の文言においても発給者側の謙遜、宛所への尊敬表現を明確に使い分け、書札札に従って作成されており、少なくとも織田氏側にとつて、久秀は礼を尽くすべき相手と認識されていたことが窺える。以前から信長に従属した大名の代表的事例として挙げられることの多い久秀であるが、基本的に信長と対等な立場であったことを指摘できよう。また、ここで留意したいのは、久秀への配慮として義昭直臣である和田惟政が連署筆頭として署名をしている点である。内容的には信長本人、もしくは信長被官の単独発給でも不自然ではないにもかかわらず、あえて惟政を連署に加えるという事実は、義昭権力を必要としたものと捉えることができ、信長権力の限界と義昭権力の優位性を見出すことができるとポイントと言っても過言ではないだろう。

## 第二節 松永氏による織田氏への対応

では、次に松永氏側の視点から見てみよう。松永氏から織田氏への直接的な発給文書は残されていないが、間接的な文書や諸記録から織田氏への対応や印象が窺える。いくつか事例を紹介したい。

【史料十五】『多聞院日記』(『増補続史料大成』永禄十一年十二月廿四日条

(前略) 早且より松少ミノへ下了、不動國以下名物数多持越了云々、

【史料十六】『二条宴乗記』(『ビブリア』五三三) 永禄十二年二月廿日条

(前略) 金吾、信長迎二江州へ被参付、多門山へ井戸表より、今夕被打入由

これらは大和国の興福寺関係史料であり、【史料十五】は子院の多聞院英俊、【史料十六】は一乗院坊官の二条宴乗が書き記した日記である。前者は、義昭が上洛を果たした永禄十一年(一五六八)の暮れのことであるが、久秀は「不動國」等をはじめとした名物を多数

抱えて美濃国岐阜の信長のもとへ下向している。上洛以前からの援助や大和平定の援軍に対する礼であると推測される。後者には、信長の上洛に際し、久秀の嫡子である右衛門佐久通が井戸城攻めの陣を切り上げて、近江国まで信長を迎えに赴くことが記されている。この一ヵ月ほど前に信長より諸大名・国衆へ宛てて「禁中御修理武家御用、其外天下弥静謐」のために上洛し、義昭に御礼と馳走をするよう促す触状【史料十九】が出されており、それに伴った動向であるが、わざわざ陣払いをしてまで迎えに出向していることに留意したい。

【史料十七】「二条宴乗記」『ビブリア』五三二 永禄十三年四月十二日条

(前略) 初夜時分二田中之東殿被渡、金吾多聞山へ俄ニ被打入由申候て来儀、各ニも不審申由也、竹下昨日京都より下向候、城州、信長手前悪ニより、南方表被引取かのよし各申と、東殿被申也、

右は、「田中之東殿」が初夜に二条宴乗のもとを訪れ、松永氏首脳部の動向を伝えたことを示す史料である。この史料によると、松永久通は急遽軍勢を多聞城に打ち入れることになったが、それは宴乗らにとつては不審な行為であったという。また松永氏筆頭家老クラスの竹内下総守秀勝も京都より下向し、久秀は秀勝からの情報を踏まえてか、大和国の南方表の陣を引き上げることを決定した。陣の引き上げの理由として、久秀は、「信長手前悪ニより」と語っていたようである。それを裏付けるように時を隔てず久秀は上洛し、上意による若狭武藤氏の討伐<sup>〃</sup>に信長とともに手勢を引き連れて従軍した<sup>〃</sup>。

以上から、松永氏は信長に対し、常に並々ならぬ配慮をして関係の構築・維持に努めていたことが窺える。しかし、その一方で次のような史料も見られる。

【史料十八】<sup>〃</sup>。

尚々、田舎衆火急ニ被申候条、一日も於延引者、御寺可被及御迷惑候、則宝光院境へ御越候て、質屋方へ被請候て、馳走候様ニ憑存之由、久秀直ニ被申渡候、従各々も其通り宝可有御入魂候、来朔日より内ニ不調候へは、無曲由候間、御調専一候、此外不申候、

信長へ之御礼錢之儀、霜台へ被請取候条、委細宝光院へ申渡候、悉境へ直ニ被渡候間、御急候而、御濟肝要ニ候、丹五左下国候条、佐久右一筆取候而可進之候、上使前々分も先堺へ渡申度候之条、是又宝光院可被仰談候、少も御寺家之御越度には成申間敷候、其段者可被任置候、恐々謹言、

竹下

十一月廿七日

秀勝(花押)

年預御坊

御返事

【史料十八】は、松永氏被官の竹内秀勝が法隆寺に宛てた書状で、法隆寺に課された信長への礼銭の支出に松永氏が仲介していることが読み取れる。しかし、注目したいのは尚々書の頭に記されている「田舎衆」という嘲弄した文言である。文脈から察するに信長ら織田氏の事を指しており、急に連絡を寄越したことに關しての非難であるが、京都・南都を股に掛けて畿内で活躍していた松永氏にとっては、信長などは所詮、東国の尾張から出てきた田舎者の成り上がりであるという認識が根底に存在していたことが垣間見え、非常に興味深い史料である。松永氏に限らず、畿内の諸勢力にとつての織田氏像はそれに近いものがあつたであろうことは想像に難くない。

### 小括

以上、本章において義昭政権下の諸大名のあり方を松永・織田氏間の外交関係を事例に挙げて、両者の対応を検討した結果、信長に対し、上洛後に久秀が服従するといった理解が妥当ではないことがあきらかになった。両者は、あくまでも義昭政権のもとで有る程度対等な立場であり、相応の礼節と配慮をもつてお互いに接し、関係の構築・維持を図つていたことが史料から窺える。このことは、先にあきらかにした事例以外に次の史料にも確認される。

【史料十九】<sup>91</sup>

同触状案文

禁中御修理武家御用、其外天下弥静謐、来中旬可参洛之条、各御上洛、御礼被申上、馳走肝要候、不可有御延引候、恐々謹言、

正月廿三日

信長

依仁躰、文躰可有上下

右は、永禄十三年(一五七〇)正月に信長が政権下の諸勢力に向けて発給した上洛を促す触状に關して書き留めた史料である。著者である二条夏乗は、信長の触状を写したあとに「依仁躰、文躰可有上下」と記しており、信長が書札札に従い、宛所によつて文体を使い分けていたことを示している。諸大名を従属させるどころか、むしろ信長は、政権下における人的関係の構築・維持にあたり、相当の気配りをみせ、対応していたのである<sup>92</sup>。

諸大名は、少なくとも表面上は互いに相応の礼節をもって対応し、政権下での関係の構築・維持に努めて将軍義昭を支えていた。言い換えればこのようなバランス・オブ・パワー（勢力均衡）によって政権内の平和が実現し、安定を保っていたのである。本章の分析結果から、義昭政権は諸大名による連合政権であったということがより強く裏付けできたとと言えるだろう。

おわりに―『連合政権』から『二重政権』へ―

義昭政権は、長らく信長側の視点から、信長との関係性のみで検討され、信長による傀儡政権論を経て、義昭・信長両者による相対もしくは相互補完する二重政権（権力）論（久野氏の連合政権論も含む）、と理解されてきた。しかし、その視点や分析方法は、地方分権制のうえに成立する中世戦国期社会の政権を論じるにあたって不十分と言わざるを得ない。戦国期においては、上下の公権の掌握によって、「公儀」と認識されることで政権が確立したため、政権構造を論ずるには、とりわけ下からの公権である諸大名・国衆との関係性を重視しなければならないだろう。

そこで、本稿では義昭政権の構造を諸大名との関係性からあきらかにした。繰り返しになるが、最後に少しまとめておきたい。

第一章は、永禄十一年（一五六八）の義昭上洛の実態について、足利義昭・松永久秀・織田信長の関係性と動向から検討を行った。義昭の上洛においては、信長単独の軍事力のみではなく、畿内における義昭方諸勢力の働きも大きく貢献していた。畿内の義昭方勢力の中心的存在は松永久秀であり、久秀は三好三人衆と決別後、永禄十年（一五六七）上半期には三好義継とともに義昭に臣従する。そして永禄十年八月までには織田信長と関係を構築し、信長・久秀を両軸とする軍事力によって、義昭の上洛が成し遂げられたことをあきらかにした。

第二章では、まず上洛後に摂津芥川城内において、義昭が主從制的な支配権を発揮して畿内近国の仕置きをおこない、また朝廷の勅使より太刀を下賜されたことに注目した。これらの動向から、義昭は下からの公権と上からの承認に基づく公権を掌握したと判断することができ、入京や将軍宣下よりも重要な政権確立の画期と位置付けた。

そして、政権確立後には、『大名代連署状』と呼ぶことができる従来の幕府関係文書には類例を見出せない特異な連署状が発給されていることに着目し、分析をおこなった。この連署状は義昭の意向を反映して、將軍家及び有力諸大名の代理集団である「連署中」により発給されていることから、義昭政権総意の公文書であり、幕府奉行人奉書や各大名直書よりも上位であると位置づけた。内容からは、連署状が義昭権力すらも規制しかねない政治システムとなっていることが窺え、当該期の政権構造を如実に反映する史料であることを指摘し、義昭政権の構造は、有力諸大名による連合政権と評価した。また政権下における「連署中」の存在についても検討し、連署中が「上使衆」として堺接收を行っていることから、連署状発給の際の臨時的な存在ではなく、恒常的に機能し、義昭政権を代表す



る組織であることを裏付けた。なおこの連署中は、上洛戦の段階からの連続性により形成されている。

第三章では、連署状の分析であきらかにした政権構造が妥当であるかを確認すべく、政権下における諸大名同士の関係性を検討した。その際に松永氏を事例として、特別視されてきた織田氏との関わりを分析した。その結果、従来指摘されていたような信長への従属関係は見られず、互いに相応の礼節と配慮をもって接しており、政権のもとで対等な協力関係が形成・維持されていたことがあきらかになった。それは、その他諸大名にも当てはまり、バランスオブパワーによって政権内の安定が保たれていたことをあきらかにした。

このことは上記の『大名代連署状』発給体制や先行研究においてあきらかにされた政権の軍事動員の様子とも符合する。

したがって当該期の義昭政権は、義昭と信長によって立脚する「傀儡政権」や「二重政権」、「連合政権」ではなく、松永・織田・三好氏を中心とした有力諸大名が中心となって義昭を支える「連合政権」であったといえよう。義昭のもとには松永・織田・三好氏の重臣によって構成された「連署中」が設置され、政権の実務を担っていた。このような有り様が、当該期義昭政権の特徴である。ただし、織田氏による京都支配の関与や幕府殿中掟などの条書からもわかるように、幕府機構にとって、信長の影響力は諸大名の中でも大きく、幕府や山城国に限られるが義昭の上意に一定の影響を及ぼしたことは留意しなければならない。

以上のように永禄・元龜年間は、將軍にとって理想的な諸大名による連合政権が構築されていた。しかし、内部では「連合政権」の安定化を図る義昭と將軍権力を超越しうる「天下」観念を振りかざした信長との間に政権構想の相違が生まれ、永禄十三年（一五七〇）正月の五ヶ条の条書<sup>3</sup>によって顕わになり、元龜年間の戦乱へと発展する。一般に「元龜争乱」と呼ばれるこの戦乱は、政権としての公儀の戦争よりも政権下における信長とそれに反発する諸勢力との私戦が割合を占めており、実質は内乱であった。それぞれの私戦の要因は、信長の挙動にあったようである<sup>4</sup>。義昭は元龜元年（一五七〇）あたりまでは、中立的立場として諸勢力間の和平調停を行い、政権の安定化に奔走するが<sup>5</sup>、しだいに信長の身勝手な振る舞いに愛想を尽かし、反信長派諸大名陣営に与し、密かに信長包圍網を形成する<sup>6</sup>。そして元龜四年（一五七三）二月には、表立って信長を「御テキ」とする<sup>7</sup>ことで、政権の再編成を試みるが、その企ては失敗し、元龜四年七月、京都を去ることとなった。

つまり、永禄・元龜年間の政権の枠組みは、基本的に有力諸大名による連合政権であるが、元龜二年（一五七二）頃から信長の横暴により形骸化し、再編成されぬまま義昭の追放となってしまったのである。

その後義昭は亡命しながらも、連合政権の弱点を克服したあらたな枠組みを作り上げて再編成し、天正四年（一五七六）、備後国鞆の浦を拠点として西国の大名毛利氏と一体化した鞆幕府をもって上洛戦を開始する<sup>99</sup>。一方、信長は、義昭を追放したからといって、自身の政権を構築せず、しばらくは義昭の息子義尋を推戴して足利政権体制を維持した<sup>100</sup>。信長が織田政権をあらたに成立させるのは、奇しくも義昭の鞆幕府同様、天正四年のことである<sup>101</sup>。それ以降、国家の枠組みは、安土を中心とした織田信長政権と鞆の浦を中心とした足利義昭政権の二重政権構造に発展し、諸勢力を巻き込んだ全国的な相剋の時代となつてゆくのである。

今後の課題としては、本稿の成果を基盤に義昭政権内部の更なる分析と各政権の相対的な比較検討の二つの視角がある。

前者では、まず戦争論から元龜争乱を把握し、どのように連合政権が形骸化し、再編成されようとしていたのかをあらためて論じる必要性があるだろう。また義昭政権下における畿内近国の諸勢力と毛利氏や大友氏などをはじめとする遠方の大名・国衆との関係性も論じなければならない。その一方で、今回事例に挙げた松永氏以外の諸大名三好氏や畠山氏などを個別に検討し事例を比較検討するなど、多角的により深く義昭政権を分析し実証的に検討しなければならないだろう。

そして、後者としては、後期義昭政権とも呼べる鞆幕府や相対する信長政権、また義輝政権など前後の政権と比較検討することで、中世近世移行期の政権の在り方・変遷を考え、どのように中近世移行期の社会が構成され、近世社会へと至つたのかを権力の視点からあきらかにしていきたい。

- 1 田中義成『織田時代史』(講談社学術文庫、一九八〇年、初出一九二四年)、渡邊世祐「足利義昭と織田信長との関係に就いての研究」(『史学雑誌』二二一一、一九二一年)。
- 2 奥野高廣『足利義昭』(吉川弘文館、一九六〇年)。
- 3 脇田修「織田政権と室町幕府」(時野谷勝教授退官記念会編『日本史論集』、一九七五年、のち同氏『近世封建制成立史論—織豊政権の分析Ⅱ—』東京大学出版会、一九七七年)。
- 4 今谷明『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、一九八五年)。
- 5 臼井進「室町幕府と織田政権との関係について—足利義昭宛の条書を素材として—」(『史叢』五四・五五号、一九九五年)。
- 6 染谷光廣「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆との関係について」(『国史学』一一〇・一一一号、一九八〇年)。
- 7 石崎建治「足利義昭期室町幕府奉行人奉書と織田信長朱印状の関係について」(『文化財論考』創刊号、二〇〇一年)。
- 8 久野雅司「足利義昭政権と織田政権—京都支配の検討を中心として—」(『歴史評論』六四〇号、二〇〇三年)。
- 9 久野雅司「足利義昭政権論」(『栃木史学』二三号、二〇〇九年)。
- 10 山田康弘「戦国時代の足利将軍」(吉川弘文館、二〇一一年)。
- 11 山田康弘「戦国期幕府奉行人奉書と信長朱印状」(『古文書研究』六五号、二〇〇八年)。
- 12 注10、11参照。
- 13 藤田達生「『頼幕府』論」(『芸備地方史研究』二六八・二六九号、二〇一〇年)。
- 14 注1 田中氏著書。
- 15 藤田達生「証言 本能寺の変—史料で読む戦国史—」(八木書店、二〇一〇年)、同氏『信長革命—「安土幕府」の衝撃—』(角川学芸出版、二〇一〇年)参照。
- 16 「二重政権」とは、二つの政治権力が同一国内に併存している状態をいう。この名称はレーニンの著した「二重権力について」に由来する。(『日本大百科全書』小学館)
- 17 天野忠幸『戦国期三好政権の研究』(清文堂出版、二〇一〇年)、田中信司「松永久秀と京都政局」『青山史学』二六号、二〇〇八年)など。
- 18 渡辺治『東アジアの王権と思想』(東京大学出版会、一九九七年)、藤田達生「証言 本能寺の変—史料で読む戦国史—」(八木書店、二〇一〇年)。
- 19 注10参照。
- 20 近年においても、「信長中心史観」は根強い。山田邦明『日本の歴史⑧ 戦国の活力』(小学館、二〇〇八年)など。
- 21 注9参照。
- 22 管見の限りであるが、専論や概説・通史のほぼ全てはそのように理解されている。
- 23 一つ一つ挙げるのを省くが、通史や概説などでは必ず触れられる。
- 24 福島克彦『戦争の日本史⑩ 畿内・近国の戦国合戦』(吉川弘文館、二〇〇九年)など。
- 25 『言継卿記』(統群書類従完成会、一九九八年)永禄八年五月十九日条など。
- 26 『多聞院日記』(『増補続史料大成』三八、臨川書店、一九七八年)永禄八年十一月十六日条。
- 27 (永禄八年)八月五日付大覚寺義俊副状(『上杉家文書』一五〇七号)、また義昭の詳細な脱出ルートや実態に関しては、『享禄天文之記』永禄八年七月廿八日条を参照。
- 28 同右の大覚寺義俊副状を参照。
- 29 (永禄八年)十二月五日付細川藤孝宛織田信長書状(「高橋義彦氏所蔵文書」『増訂織田信長文書の研究』上 六〇号)など。
- 30 永禄九年十月廿一日付明叔元楊宛足利義秋公帖など。滋賀県立安土城考古博物館平成二二年度秋季特別展図録『室町最後の将軍—足利義昭と織田信長—』に詳しい。
- 31 『お湯殿の上の日記』(『統群書類従』補遺三「六」)永禄九年二月十七日条。

- 32 『言継卿記』永禄九年四月廿一日条。
- 33 『愛知県史』十一 四八一号など。
- 34 (永禄九年)九月十三日付足利義昭御内書(『上杉家文書』三一 一一三〇号)。後述する【史料六】を参照。
- 35 同右参照。
- 36 越前入国に関しては、同右参照。越前出国は、『信長公記』卷一(三)(角川書店、一九六九年)を参照。
- 37 柳生村入口の砲瘡地蔵岩に「正長元年ヨリサキ者カンヘ四カンカウニライメアルヘカラス」という徳政の碑文が刻まれている。
- 38 「山中衆」とも呼ばれる。度々、春日神人に対抗した。『多聞院日記』永禄十年六月廿八日条など。
- 39 永禄六年六月十六日付柳生新介宛松永久秀書下「柳生文書」。
- 40 (永禄六年)二月二日付柳生新介宛松永久秀感状「柳生文書」。松永氏に従って多武峯を攻めた際に久秀より感状が発給されている。
- 41 主郭の北西にある芳徳寺も直下の平坦面の土塁の存在から城内に含まれる。これら山腹部に展開する削平地は、『多聞院日記』天文十三年七月廿七日条の「本城」に対する「外城」に相当するか。本文中には、以上のことを踏まえて規模の数值を出した。
- 42 『増訂織田信長文書の研究』上・下・補遺(吉川弘文館、一九八八年、以下『増訂織田信長文書の研究』は『信長文書』とし、出典と文書番号を記す。)
- 43 「柳生文書」『信長文書』上 八二号、「岡文書」『信長文書』八三号、「柳生文書」『信長文書』補遺 五三号。
- 44 谷口克広「松永久秀」(『織田信長家臣人名辞典』第二版、吉川弘文館、二〇一〇年)。
- 45 「柳生文書」『信長文書』上 九四号。
- 46 「柳生文書」『信長文書』上 九四号の参考「大和柳生宗厳宛佐久間信盛副状」。
- 47 「柳生文書」『信長文書』補遺 五三号。
- 48 「柳生文書」『信長文書』上 一五〇号。
- 49 注25参照。
- 50 注15参照。
- 51 福島克彦「大和多聞城と松永・織豊権力」(『城郭研究室年報』十一、二〇〇二年)に詳しい。
- 52 注25参照。
- 53 前者は「柳生文書」『信長文書』上 八二号、後者は「岡文書」『信長文書』上 八三号。
- 54 多聞城は永禄十年四月以降、三好三人衆方によって攻められている。また『多聞院日記』永禄十一年正月十七日条には、多聞城に対する付城の番衆の交代について記されているため、引き続き包囲されていることが窺える。
- 55 『紹巴富士見道記』(『群書類従』十八)、『勢州軍記』(『続群書類従』二一・上)。
- 56 谷口克広『戦争の日本史』⑬ 信長の天下布武への道(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- 57 結城忠正は松永久秀の被官である可能性も捨てきれない。忠正は、もとは奉公衆であったことが確認されるが、フロイスの『日本史』によると永禄六年(一五六三)には久秀の被官として登場する。しかし、一次史料からは確認できないため不明である。
- 58 戦国期摂津芥川城の位置付けに関しては、中西裕樹他『三好長慶の時代―織田信長芥川入城―の以前以後―(高槻市立しろあと歴史館、二〇〇七年)が詳しい。
- 59 上洛戦の際に平定した南近江を安堵された可能性がある。また信長は断ったが、副将軍や管領などの栄典授与が主な恩賞であろう。
- 60 注13参照。

- 61 『言継卿記』永禄十一年九月廿六日条など。
- 62 『言継卿記』永禄十一年十月十八日条など。
- 63 管見の限り、脇田氏論文以降しばしば呼称される。
- 64 「寿泉院文書」『信長文書』上 一四九号など。
- 65 『言継卿記』永禄十三年三月三日条。
- 66 『邦訳 日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)。
- 67 注3・5・6・7・8・9を参照。
- 68 「南行雑録」『信長文書』補遺 四四号。
- 69 「多田院文書」『信長文書』上 一五四号。
- 70 天野忠幸『戦国期三好政権の研究』(清文堂出版、二〇一〇年)。
- 71 「本興寺文書」『尼崎市史』四卷 四六三号。
- 72 森可成は元亀元年九月廿日に近江国坂本で討死する。『信長公記』卷三(十)参照。
- 73 「本興寺文書」『尼崎市史』四卷 四六四号。
- 74 政権という枠組みにおいては大きな差はないが、京都支配や条書の内容からもわかるように、幕府機構に対しては、諸大名よりも大きな影響力を持つ。
- 75 『言継卿記』永禄十二年正月十日条。
- 76 『言継卿記』永禄十二年正月十日条。
- 77 『言継卿記』永禄十二年正月廿七日条。
- 78 (永禄十二年)二月廿七日付三木良頼書状(『上杉家文書』一 五四一号)。
- 79 谷口氏前掲書、山田邦明氏前掲書、桐野作人『織田信長』(新人物往来社、二〇一一年)など。
- 80 奥野氏前掲書。また谷口克広氏も傀儡論を支持している。注54を参照。
- 81 注3・5・6・7・8・9・10を参照。
- 82 古くは奥野氏前掲書、近年では、注78を参照。
- 83 「願泉寺文書」『信長文書』上 三二八号。
- 84 宛所には「松永弾正」とあるが、久秀は永禄十二年三月以降、山城守に任ぜられるため矛盾する。また、内容は、久秀に対し近江国小谷への出陣を命じたものだが、既に元亀三年四月には両者は敵対している。『信長公記』卷五(二)参照。さらに案文である点も踏まえると偽文書の可能性が高い。
- 85 「坪井鈴雄氏所蔵文書」『信長文書』上 一三八号。
- 86 久秀は永禄十二年三月二十八日までには山城守に任ぜられる。『言継卿記』永禄十二年三月廿八日条を参照。
- 87 【史料七】参照。
- 88 「毛利家文書」『信長文書』上 二四五号を参照。
- 89 「二条宴乗記」(『ビブリア』五三三号、一九七三年)永禄十三年四月廿日条。
- 90 「法隆寺文書」『信長文書』上 一三三三号の参考「大和法隆寺年預宛竹内秀勝書状」。
- 91 『宴乗記抜書』(『ビブリア』六二二号、一九七六年)永禄十三年二月十五日条。
- 92 参考に松永氏以外の事例も紹介したい。信長が徳川家康と畠山昭高に宛てた文書である。

・三河徳川家康宛朱印状(滝山寺文書)『信長文書』補遺 十四号)

先度芳札、殊改年之為祝儀、鯉如書中到来、珍重候、仍遠州就可有御出張、舟之儀相  
意得候、然者、人数等之儀、不被御心置承、不可有疎意候、委曲佐久間右衛門尉可申  
候、恐々謹言、

(永禄十二年)

二月四日

信長(朱印)

徳川参河守殿

御報

・河内畠山昭高宛書状（「名古屋城天守閣所藏文書」『信長文書』補遺 二六号）

其表雑説之儀、未休之由候、治定之所不実候歟、紀州・同根来寺馳走申之旨可然候、如申旧候、於信長毛頭無疎意候、御手前之儀、堅固ニ可被仰付事簡要候、恐々謹言、

（元龜元年）  
五月四日

信長（花押）

畠山左衛門督殿

進覽之候、

<sup>93</sup> 「成實堂文庫所藏文書」『信長文書』上 二〇九号。

<sup>94</sup> 例えば、本願寺の挙兵は、本願寺顕如の言い分によると「信長恣之所行、且難堪次第候」とある。（元龜元年）九月廿九日付西洞院時慶宛本願寺顕如書状（「明照寺文書」『大日本史料』十一—四 八六三頁）。

<sup>95</sup> 志賀の陣の調停など。

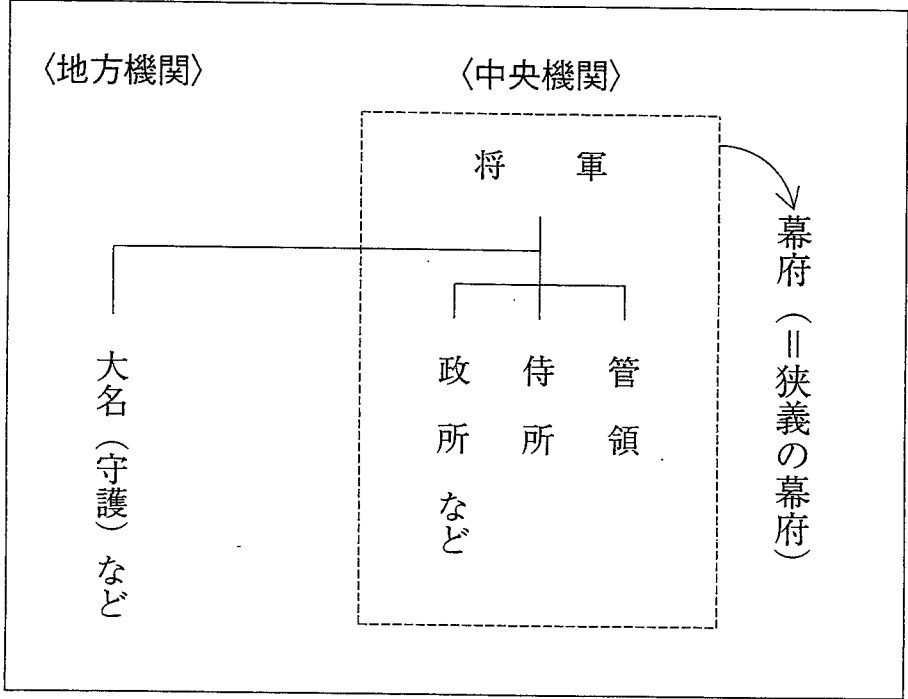
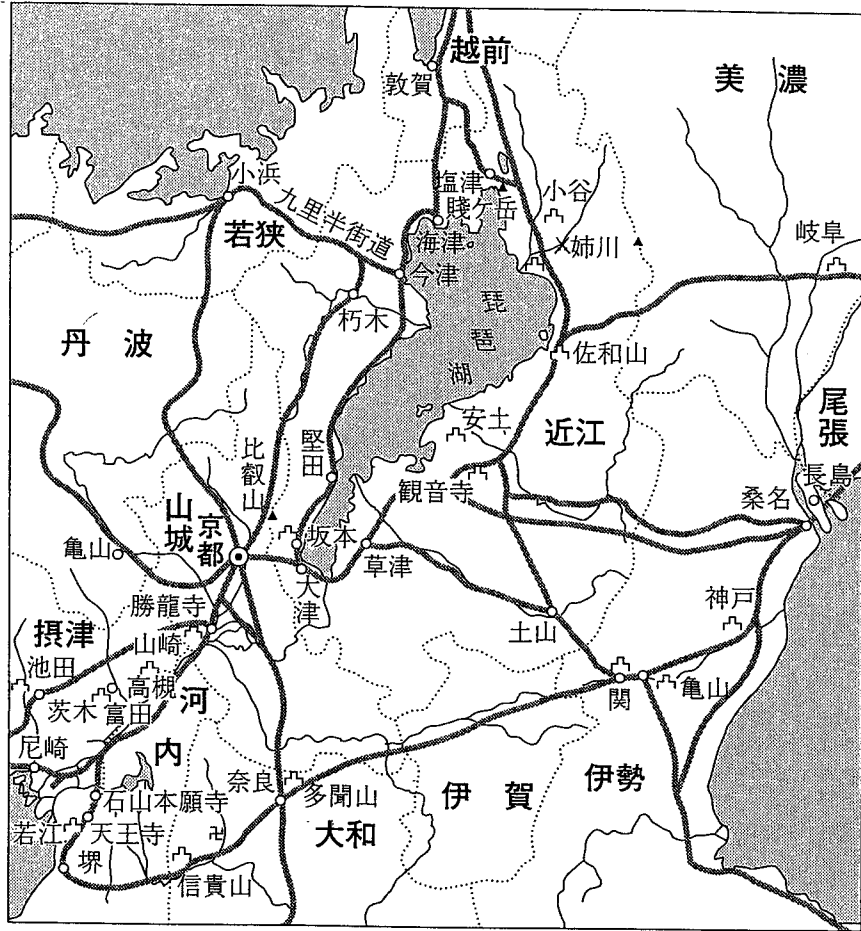
<sup>96</sup> （元龜二年）五月十七日付岡周防守宛武田信玄書状（「荒尾文書」『大日本史料』十一—六 二五三・二五四頁）を参照。

<sup>97</sup> 「尋憲記」天正元年二月廿日条には、「一、越中来、將軍八十四日ニ当城へ御一味、信長御テキニフセラレ候卜有、奉書光生院ニ被付由也、」とある。

<sup>98</sup> 藤田氏前掲書。

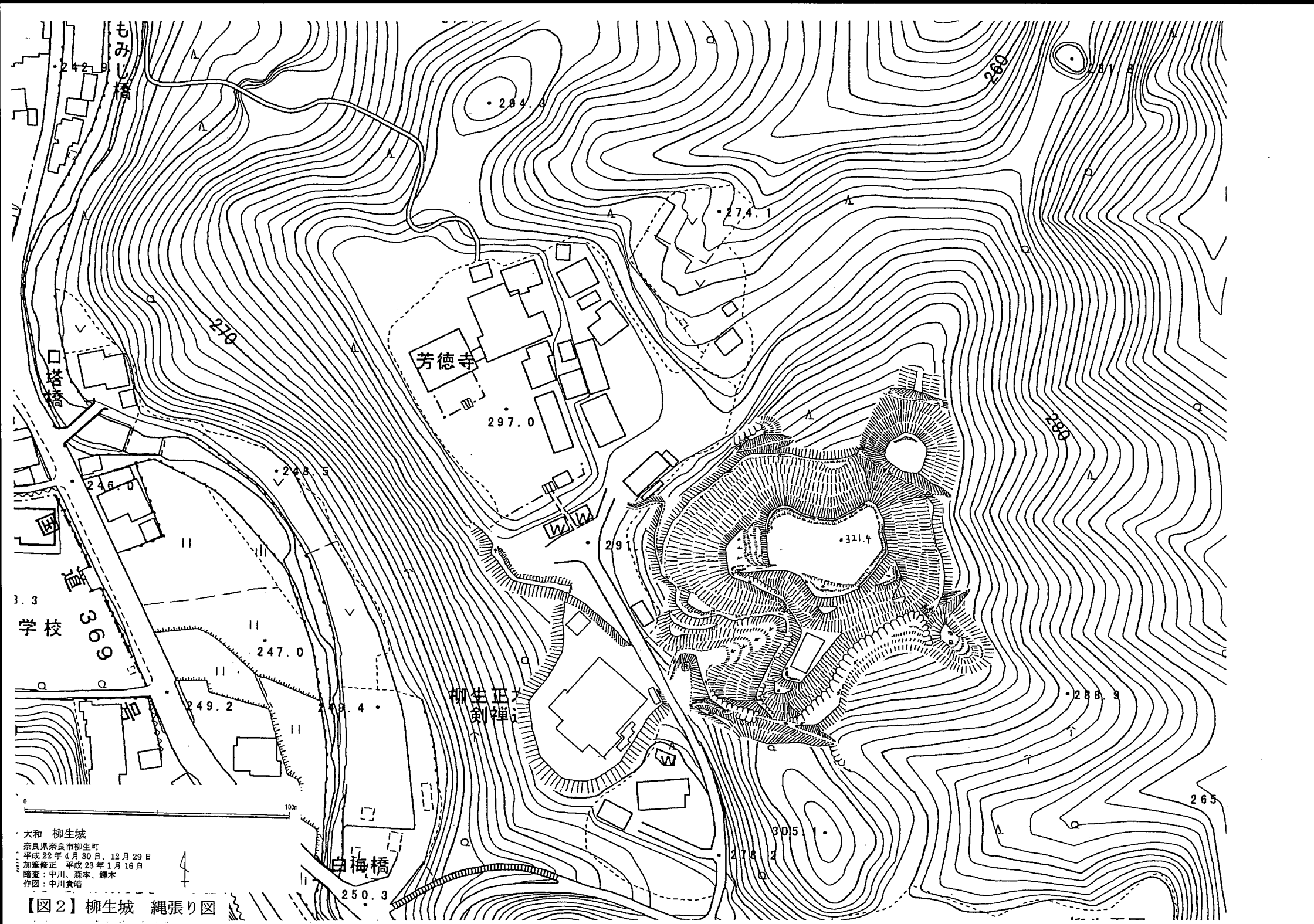
<sup>99</sup> 藤田氏前掲書。

<sup>100</sup> 藤田氏前掲書。



【図】義昭期の畿内  
 藤井譲治『天皇の歴史5 天皇と天下人』30頁より転載

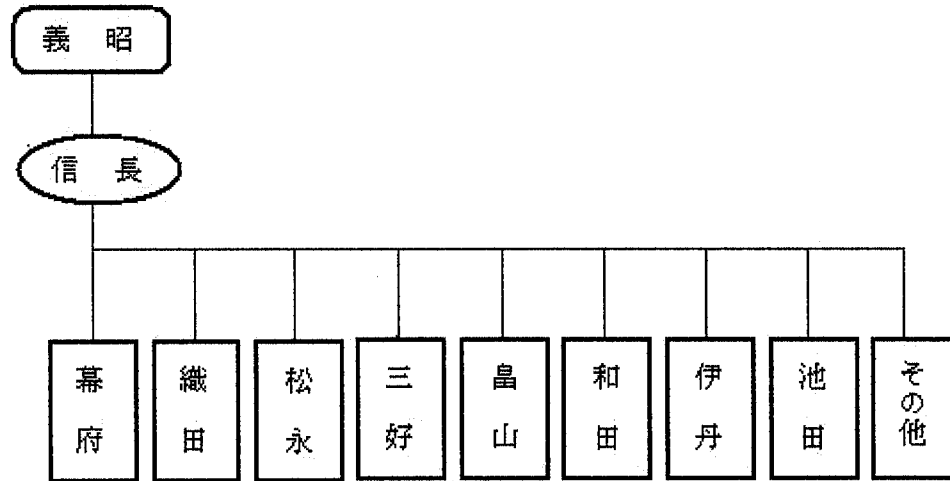
【図1】山田康弘氏による幕府概念  
 山田康弘『戦国時代の足利将軍』11頁より転載



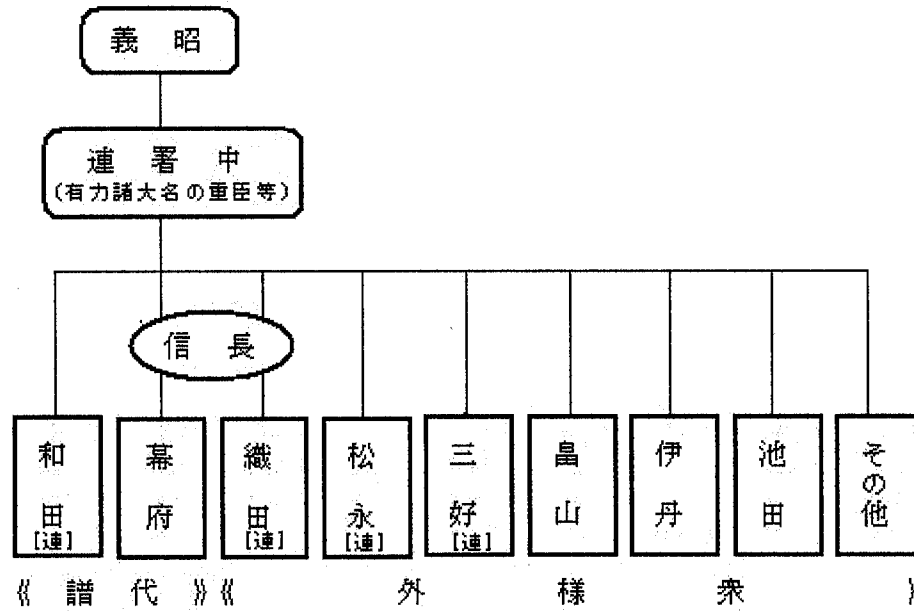
・大和 柳生城  
 奈良県奈良市柳生町  
 平成22年4月30日、12月29日  
 加筆修正 平成23年1月16日  
 調査：中川、森本、錦木  
 作図：中川貴浩

【図2】柳生城 縄張り図





二重政権論 模式図



有力諸大名による連合政権論 模式図

【図3】 義昭政権模式図

【表1】畿内近国周辺における義昭政権下の諸大名・国衆(永禄十三年正月時点)

国名	城郭	大名・国衆	備考
摂津	高槻城	和田惟政	
	池田城	池田勝正	
	伊丹城	伊丹忠親	
河内	飯盛・若江城	三好義継	
	高屋城	畠山高政・秋高	遊佐信教の補佐、「奉公衆」
和泉	岸和田城	松浦孫五郎	「和泉国衆」
大和	多聞城	松永久秀	「和州諸侍衆」
近江		京極高吉	「浅井備前」、「尼子」、「七佐々木」、「木林源五父子」、「江州南諸侍衆」
伊勢	三瀬城	北畠具教	「北伊勢諸侍中」
紀伊		紀州畠山・国衆	
丹波		国衆	
若狭	?	武田元明	「若狭国衆」
丹後	府中・今熊野城	一色義道	「丹後国衆」
美濃	岐阜城	織田信長	
尾張		織田信長	
三河	岡崎城	徳川家康	「三河」
遠江		徳川家康	遠江諸侍衆」
飛騨	桜洞・松倉城	姉小路良頼	「飛騨国衆」
甲斐	躑躅ヶ崎館	武田信玄	
越前	一乗谷城	朝倉義景	
越中	?	神保長職	
能登	?	?	「能州名代」
播磨	三木城	別所長治	「播磨国衆」
淡路	?	?	「淡州名代」
但馬	此隅山城	山名韶熙	「分国衆」
備前		国衆	宇喜多直家等
因幡	鳥取城	武田高信	

※近江の備考欄について「浅井備前」:浅井長政(江北)、「尼子」:出雲尼子氏の同族で近江に残った一族、「七佐々木」:「高島七頭」と称される高島郡の佐々木氏(江西)、「木林源五父子」:木村次郎左衛門尉父子(江東)